



就業規則の見直しはお済みですか？

育児・介護休業法の改正（令和7年10月1日施行）

柔軟な働き方を実現するための措置等

義務（就業規則の見直し）

（1）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、職場のニーズを把握したうえで、次の①～⑤から、2つ以上の制度を選択して措置することが必要です。

【選択して講ずべき措置（両立支援制度等）】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

①～④
フルタイムでの
柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

【周知時期】 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
（1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）

【周知事項】 ① 事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容
② 対象措置の申出先（例：人事部など）
③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

【個別周知・意向確認の方法】 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

（1）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

【意向聴取の時期】 ① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき
② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
（1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）

【聴取内容】 ① 勤務時間帯（始業および終業の時刻）
② 勤務地（就業の場所）
③ 両立支援制度等の利用期間
④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

【意向聴取の方法】 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

（2）聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、（1）により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

【具体的な配慮の例】

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整
- ・労働条件の見直し 等



10月10日（金） 高山南商工会親睦ゴルフコンペ参加者募集

※詳細は別添チラシをご覧ください。商工会までお申し込みください。



労使紛争の解決に、労働委員会の相談やあっせん制度が利用できます

労働者（労働者の団体）と使用者との間で、労働条件その他労使間をめぐる問題について、自主的な解決が困難なケースが増加しています。労使間の問題でお困りの場合は、労働委員会に相談してみてもいかがでしょうか？相談やあっせんは原則非公開で行われ、費用は無料です。

岐阜県労働委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

電話番号：058-272-8790 FAX：058-278-2832

岐阜県の最低賃金が1,065円/時に

8月21日、岐阜地方最低賃金審議会は岐阜労働局長に対し、岐阜県最低賃金を令和7年10月18日から1時間当たり1,065円に改正するよう意見書を提出しました。

この意見に対する異議の申し出は令和7年9月5日までとなっています。



綺麗なお花でお出迎え



女性部の皆さんが手入れされている高根地区の花壇には、綺麗な花が咲き誇り、訪れる方を癒しています。

転ばぬ先の杖としての「経営見える化」 未来ビジネス創造セミナー（DX分野）

日時 2025年9月25日(木) 13:30~15:00

会場 岐阜県各務原市テクノプラザ1-21

テクノプラザものづくり支援センター第一別館

※詳細事項・申込み等はテクノプラザものづくり支援センターのHPをご覧ください

<https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp/future/r7-management-dx/>

シリーズ「事業計画の策定」

事業計画とは、事業の目的、目標、具体的な実行プロセスを定めた公式のステートメントであり、事業の成功に向けての「道しるべ」となる重要なツールです。経営指導員の一期一会では、事業計画の策定についてのポイントをシリーズで紹介します。

今回のテーマは、「事業環境の棚卸し」です。事業計画を策定するにあたり、事業を「商品・製品・サービス」「顧客」「競合・業界」に分け、現状の棚卸しを行います。

例えば「商品・製品・サービス」はこのように分けます。

経営指導員の一期一会



	商品・製品・サービスの名称	内訳(千円or%)		粗利益率(推定)	主な商品・材料の仕入先
主な売上構成	「〇〇」サンド	10,000	59%	25.0%	〇〇商事、〇〇食品、〇〇商店
	マドレーヌ等焼き菓子	2,000	12%	25.0%	〇〇商事、〇〇食品
	クッキー	2,000	12%	20.0%	〇〇商事、〇〇食品
	チョコレート菓子	1,000	6%	15.0%	〇〇商店
	その他	2,000	12%	20.0%	
	合計	17,000	100%	22.0%	
特長等	①: 品種・品質・ラインナップ等	直販・卸20品目、OEM5品目位。店頭での売れ行きにはバラつきあり。			
	②: 価格帯・値ごろ感等	1個100~250円程度。地元知名度はそこそこで値頃感あり。			
	③: 立地・流通チャネル等	本店は駅前商店街の好立地。支店は大通りだが通行量は時間帯による。			
	④: 販促、接客、営業手法等	商店街のキャンペーン程度。卸・OEM先に営業は特に行っていない。楽〇市場のHPあり。			

●主な売り上げ構成：売上上位品目の内訳・利益率・主な仕入れ先を洗い出します。

●特長等：品質や価格帯など、何が売れている理由なのかを考えるために書き出します。

「顧客」「競合・業界」についても同様に棚卸しを行い、将来の「ありたい姿」【目標】を考えたり、決めていきます。

事業環境の棚卸しを含め、事業計画の策定についてのご相談は商工会の経営指導員(小林)へ

高山南商工会

本所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>